

2

札幌市環境保全協議会とは

設置根拠

札幌市環境基本条例第30条に基づき、「市民及び事業者が、自らの環境の保全に関する活動を効果的に行うための方策、環境の保全に関する市の施策等に関して協議するため」設置されています。

委員構成

協議会は、札幌市環境保全協議会規則第2条に基づき、委員は公募市民・事業者・環境保全活動団体等で構成されています。

委員の任期は2年間です。

活動

平成8年6月から第1次協議会として活動を開始しました。

現在の第8次協議会は、平成23年4月から2年間活動しました。

参考(関係条文)

札幌市環境基本条例(抄)

第30条 市民及び事業者が、自らの環境の保全に関する活動を効果的に行うための方策、環境の保全に関する市の施策等に関して協議するため、札幌市環境保全協議会（以下「協議会」という。）を置く。

札幌市環境保全協議会規則(抄)

第2条 協議会は、委員40人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから当該各号に定める人数の範囲内で市長が委嘱する。

- (1) 事業者の組織する団体の推薦を受けた者 10人
- (2) 環境の保全に関する活動を行う団体の推薦を受けた者 10人
- (3) 市の公募に応じた市民 10人
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者 10人

第3条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

ただし、再任を妨げない。